

市町村名	区分	名称	制定年月日
飯豊町	環境保全全般	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	H29. 3. 6
	地球温暖化対策	平成30年度飯豊町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱	H30. 4. 1
		明るい町づくり事業補助金交付規程	H26. 3. 14
	廃棄物・リサイクル	飯豊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 25
		飯豊町ごみ減量化器具等購入費補助金交付要綱	H9. 3. 31
		飯豊町ごみ収集所整備費補助金交付要綱	H6. 6. 1
		飯豊町水洗便所等改造資金利子補給規程	H2. 9. 17
		飯豊町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	H4. 3. 27
		飯豊町不法投棄の防止に関する要綱	H5. 4. 1
		飯豊町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	H2. 3. 31
	景観	飯豊町生活排水個別処理事業の整備に関する条例	H15. 12. 12
		いいでみどりのまちづくり条例	H6. 3. 25
		飯豊町空き家等の適正管理に関する条例	H25. 3. 25
飯豊町老朽危険空き家解体支援事業補助金交付要綱		H25. 4. 1	
三川町	環境保全全般	美しいまち三川をつくる環境条例	H7. 3. 17
		美しいまち三川をつくる環境条例施行規則	H7. 3. 31
		三川町空き家等の適正管理に関する条例	H26. 3. 25
		三川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H26. 3. 25
	地球温暖化対策	三川町地球温暖化対策地域協議会設置要綱	H21. 9. 28
		平成29年度三川町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱	H29. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	平成29年度三川町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H29. 4. 1
		三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 19
		三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 19
		三川町一般廃棄物処理業者処分基準要綱	H14. 1. 1
		三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱	H14. 1. 1
		三川町廃棄物減量等推進審議会条例	H5. 9. 24
		三川町衛生組織活動交付金交付要綱	H7. 2. 1
		廃棄物減量等推進員（クリーンみかわ推進員）設置要綱	H5. 3. 31
		三川町生ごみ処理機購入補助金交付要綱	H4. 3. 6
		三川町下水道条例	H10. 9. 21
		三川町下水道条例施行規則	H10. 9. 21
		三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例	H4. 3. 18
		三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の施行に関する規則	H4. 3. 31
		庄内町	環境保全全般
庄内町環境保全協議会条例	H17. 7. 1		
地球温暖化対策	平成30年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱		H30. 4. 1
廃棄物・リサイクル	庄内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		H17. 7. 1
	庄内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則		H17. 7. 1
	庄内町資源回収推進事業実施要綱		H18. 3. 31
	庄内町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		H17. 7. 1
	平成30年度庄内町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱		H30. 4. 1
	庄内町下水道条例		H17. 7. 1
	庄内町下水道条例施行規則		H17. 7. 1
景観	庄内町農業集落排水条例		H17. 7. 1
	庄内町農業集落排水条例施行規則		H17. 7. 1
	庄内町宅地分譲支援事業補助金交付規程		H17. 7. 1
	庄内町緑化奨励事業に関する実施要綱	H17. 7. 1	
	庄内町空き家等の適正管理に関する条例	H25. 3. 22	
	庄内町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 3. 22	

市町村名	区分	名称	制定年月日
遊佐町	環境保全全般	環境推進員設置規則	H13. 3. 27
		遊佐町環境基本条例	H15. 3. 17
		遊佐町空き家等の適正管理に関する条例	H25. 2. 28
		遊佐町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	H25. 3. 18
	地球温暖化対策	遊佐町持家住宅リフォーム支援金交付要綱	H22. 4. 1
		遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱	H26. 4. 1
	廃棄物・リサイクル	遊佐町都市下水路条例	S58. 10. 11
		遊佐町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H2. 6. 25
		遊佐町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H5. 3. 1
		遊佐町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	H5. 3. 30
		遊佐町下水道条例	H6. 12. 21
		遊佐町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付規程	H13. 5. 31
		平成30年度遊佐町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱	H30. 3. 30
	自然保護	遊佐町開発指導要綱	S50. 4. 1
		遊佐町砂利等採取対策要綱	S58. 9. 12
		月光川の清流を守る基本条例	H2. 3. 31
		月光川の清流を守る基本条例施行規則	H2. 3. 31
		遊佐町環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例	H2. 12. 26
		鳥海山の高山植物及びその他植物で構成されるお花畠等保護条例	H16. 3. 15
		お花畠保護インストラクターの登録等に関する要綱	H16. 6. 23
		遊佐町八ツ面川せせらぎ水路の設置及び管理に関する条例	H18. 3. 30
		遊佐町山砂採取と砂丘地・クロマツ林・農地の保全についての基準	H22. 3. 25
		鳥海山湧水域の水環境保全土地購入要綱	H23. 11. 24
		鳥海山湧水域「共存の森」設置要項	H23. 11. 24
		遊佐町の健全な水循環を保全するための条例	H25. 7. 1
	景観	遊佐町都市公園条例	H10. 3. 18

平成31年3月31日現在

資料：県環境エネルギー部環境企画課

	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市	寒河江市	上山市	村山市	長井市	天童市	東根市	尾花沢市	南陽市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	金山町	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村	鮭川村	戸沢村	高島町	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町	庄内町	三川町	遊佐町	計		
環境基本条例 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	
環境保全に関する条例・要綱等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35
環境審議会条例 ※2	○	○	○	○	○	○	△		△	△	△	△				△						○				○					○		○	△	△	△	18	
地域環境計画 ※3	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○		○	○						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	
地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】 ※4	○		○			○						○										○											○			7		
地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】 ※5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○				○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	26	
地球温暖化対策地域協議会 ※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	32
環境教育等行動計画、方針等 ※7																																					0	
地域新エネルギービジョン	○	○	○		○		○					○					○					○	○					○	○			○	○		○	○	14	
地域省エネルギービジョン												○																			○		○		○	○	4	
環境管理システム ※8	○	○			○					○	○																		○	○			○			○	○	9
環境物品等調達方針 ※9,10	○	○		○	○			○	○	○	○																		○				○			△	11	

※1 環境基本条例とは、環境基本法に準じ、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めた条例

※2 △は、環境審議会条例は制定していないが、環境基本条例等により環境審議会を設置している市町村

※3 地域環境計画とは、市町村の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた計画

※4 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定に基づく計画（地球温暖化対策地域推進計画）

（ 第20条第2項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。 ）

※5 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項の規定に基づく実行計画

（ 第20条の3第1項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。 ）

※6 地球温暖化対策地域協議会とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づく協議会

（ 第26条第1項 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。 ）

※7 環境教育等行動計画とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく計画

方針等とは、改正前の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づく方針、計画等

（ 第8条第1項 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協同取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。 ）

（ 第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。 ）

※8 環境管理システムとは、ISO14001などの環境マネジメントシステム

※9 環境物品等調達方針とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づく方針

（ 第10条第1項 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。 ）

※10 △は環境物品調達方針は制定していないが、他の方針等により、環境物品等の調達の推進を図っている市町村

環 境 年 表

※明朝体は国の動き、ゴシック体は県の動き

環境保全の基本的事項

昭和 42 年 8 月 3 日	公害対策基本法公布施行 (改正 45. 12. 25、46. 5. 31、48. 10. 5、49. 6. 11、58. 12. 2、廃止 5. 11. 19)
昭和 45 年 7 月 11 日	山形県公害防止条例公布 (12. 3. 21 山形県生活環境の保全等に関する条例と改称)
平成 2 年 3 月 26 日	山形県環境保全基金条例公布施行
平成 5 年 11 月 19 日	環境基本法公布施行
平成 6 年 12 月 16 日	環境基本計画閣議決定
平成 8 年 12 月 9 日	山形県環境基本計画策定
平成 11 年 3 月 19 日	山形県環境基本条例公布 (11. 4. 1 施行、改正 12. 3. 21)
平成 12 年 10 月 12 日	山形県環境計画策定
平成 18 年 3 月 22 日	山形県新環境計画策定
平成 24 年 3 月 26 日	第 3 次山形県環境計画策定
平成 29 年 3 月 24 日	第 3 次山形県環境計画【中間見直し版】策定

組織関係

昭和 26 年 4 月 1 日	衛生部に公衆衛生課を設置
昭和 37 年 4 月 1 日	企画部調整課で公害対策を所掌
昭和 38 年 11 月 12 日	山形県公害防止対策協議会を設置 (解散)
昭和 42 年 4 月 1 日	行政総合対策室に公害対策を事務移管 公衆衛生課を環境衛生課に名称変更
昭和 44 年 10 月 8 日	山形県公害対策審議会条例公布 (45. 7. 11 廃止)
昭和 45 年 8 月 1 日	行政総合対策室に公害係を置く
昭和 45 年 9 月 10 日	山形県公害対策本部を設置 (解散)
昭和 45 年 11 月 16 日	衛生部に公害課を設置、衛生研究所に公害科を置く
昭和 47 年 4 月 1 日	衛生部に自然保護課を設置、酒田保健所に公害係を置く
昭和 48 年 4 月 1 日	公害センターを設置
昭和 50 年 4 月 1 日	酒田保健所に公害課を設置
昭和 51 年 4 月 1 日	衛生部を環境保健部に名称変更
平成 5 年 4 月 1 日	酒田保健所の公害課を環境公害課に名称変更 公害センターに環境情報部を設置
平成 6 年 4 月 1 日	公害課、公害センター及び酒田保健所環境公害課を環境保全課、環境保全センター及び酒田保健所生活環境課に名称変更
平成 6 年 8 月 1 日	山形県環境審議会条例 施行 (公害対策審議会を廃止し、環境審議会に法定審議事項 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法) を引継。公害防止のみならず、環境の保全全般に関する基本的事項について調査審議等を所管、委員は学識経験者、国の地方行政機関の長等で構成)

平成 8 年 4 月 1 日	環境保健部を文化環境部に名称変更し、環境保全課と自然保護課を併合し、環境保護課に名称変更
平成 9 年 4 月 1 日	環境衛生課を環境整備課に名称変更（食品衛生、水道、営業衛生部門を健康福祉部保健業務課に事務移管）
平成 10 年 4 月 1 日	環境企画課を新設
平成 11 年 4 月 1 日	環境保全センターに環境化学部を設置
平成 13 年 4 月 1 日	県内 4 ブロックに総合支庁保健福祉環境部環境課を設置 環境企画課、環境整備課、環境保護課を統括する環境政策推進室（平成 15 年 3 月廃止）を設置
平成 13 年 5 月 1 日	山形県自然環境保全審議会を廃止し、県環境審議会に引継、環境保全、自然環境、鳥獣保護、温泉の 4 部会を設置
平成 15 年 4 月 1 日	環境保全センターを環境科学研究センターに名称を変更・組織を拡充し、村山市に移転 環境情報部を環境企画部に名称変更し、部内に自然環境部門を新設、大気部を大気環境部、水質部を水環境部に名称変更
平成 15 年 9 月 1 日	山形県地下水審議会を廃止し、県環境審議会環境保全部会に所管事項を引継
平成 17 年 5 月 1 日	県環境審議会に企画、循環型社会の 2 部会を新設
平成 18 年 4 月 1 日	環境保護課の環境保全部門が環境企画課に併合され環境企画課環境保全室に、環境整備課が循環型社会推進課に、環境保護課の自然保護部門、環境アセス・温泉部門と森林課の県民参加の森づくり部門が併合されみどり自然課に名称変更
平成 19 年 5 月 1 日	県環境審議会の企画、循環型社会部会を統合し環境計画管理部会を新設、鳥獣保護部会を自然環境部会に統合
平成 20 年 4 月 1 日	環境企画課地球温暖化対策室を設置
平成 22 年 4 月 1 日	文化環境部を生活環境部に名称変更 環境企画課、地球温暖化対策室を廃止し環境企画部門と地球温暖化対策部門を併合した地球温暖化対策課を新設、環境保全室を廃止し水大気環境課を新設
平成 24 年 4 月 1 日	生活環境部を環境エネルギー部に名称変更 地球温暖化対策課の環境企画部門を環境政策部門へ、地球温暖化対策部門を省エネルギー推進部門へと再編し、主幹課として環境企画課を新設、生活文化課及び地球温暖化対策課を廃止 エネルギー政策推進課を新設

地球温暖化対策・バイオマス・エネルギー関係

昭和 54 年 6 月 22 日	エネルギーの使用の合理化に関する法律制定 54. 10. 1 施行（改正 5. 3. 31、10. 6. 5、14. 6. 7、17. 8. 10、20. 5. 30、25. 5. 31）
平成 2 年 10 月 23 日	地球温暖化防止行動計画策定
平成 10 年 3 月	山形県新エネルギービジョン策定
平成 10 年 6 月 19 日	地球温暖化対策推進大綱決定
平成 10 年 10 月 9 日	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成 11 年 4 月 9 日	地球温暖化対策に関する基本方針決定

平成 12 年 3 月 30 日	山形県地球温暖化対策地域推進計画策定
平成 12 年 5 月 31 日	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 13. 4. 1 完全施行
平成 13 年 3 月 30 日	山形県環境保全率先実行計画策定
平成 14 年 2 月	県庁舎について ISO14001 認証取得
平成 14 年 3 月 19 日	地球温暖化対策推進大綱の見直し
平成 14 年 6 月 4 日	京都議定書の締結決定
平成 14 年 6 月 7 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 14 年 12 月 26 日	地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策策定
平成 14 年 12 月 27 日	バイオマス・ニッポン総合戦略の策定
平成 15 年 3 月	最上総合支庁及び庄内総合支庁庁舎について ISO14001 認証取得
平成 16 年 2 月	村山総合支庁及び置賜総合支庁庁舎について ISO14001 認証取得
平成 16 年 3 月	山形県バイオマス総合利用ビジョン策定
平成 16 年 3 月 26 日	山形県森林吸収源対策推進プラン策定
平成 16 年 4 月 1 日	山形県地球温暖化防止活動推進センターの指定
平成 16 年 6 月 14 日	山形県地球温暖化防止活動推進会議設置
平成 17 年 2 月 28 日	山形県省エネルギービジョン策定
平成 17 年 2 月 16 日	京都議定書の発効
平成 17 年 3 月	山形県バイオマス利活用推進計画策定
平成 17 年 4 月 28 日	京都議定書目標達成計画の閣議決定
平成 17 年 6 月 17 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 18 年 3 月 22 日	山形県地球温暖化対策地域推進計画（2005 年度改訂版）策定
平成 18 年 3 月 30 日	山形県環境保全率先実行計画（第 2 期）策定
平成 18 年 3 月 31 日	バイオマス・ニッポン総合戦略の改定
平成 19 年 5 月 23 日	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 19. 11. 22 施行
平成 20 年 1 月	山形県森林吸収量確保推進計画策定
平成 20 年 1 月 21 日	県と社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部、山形県電機商業組合と地球温暖化防止行動普及促進に関する協定締結
平成 20 年 3 月	山形県地球温暖化防止アクションプログラム策定
平成 20 年 4 月	ISO14001 認証からやまがた E C O マネジメントシステムへ移行
平成 20 年 4 月 1 日	京都議定書第一約束期間の開始
平成 20 年 5 月 28 日	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）公布 20. 10. 1 施行
平成 20 年 6 月 13 日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成 21 年 3 月 17 日	山形県地球温暖化対策地域協議会設置
平成 21 年 6 月 12 日	バイオマス活用推進基本法公布 21. 9. 12 施行
平成 22 年 3 月	地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン策定
平成 22 年 3 月 26 日	再生可能エネルギー地域間連携に関する六都道県協定締結
平成 22 年 10 月 1 日	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法の施行（22. 4. 1）に伴い知事部局、企業局、病院事業局、教育委員会、県警本部が同法上の特定事業者 に指定
平成 22 年 12 月 17 日	バイオマス活用推進基本計画の閣議決定
平成 23 年 5 月	山形県環境保全率先実行計画（第 3 期）策定

平成 24 年 3 月	山形県地球温暖化対策実行計画 策定 山形県エネルギー戦略(エネルギー政策基本構想・エネルギー政策推進プログラム) 策定
平成 24 年 9 月 5 日	都市の低炭素化の促進に関する法律公布 24. 12. 4 施行
平成 25 年 11 月 22 日	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法) 制定 26. 5. 1 施行
平成 27 年 6 月	地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン改訂
平成 27 年 7 月 8 日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律公布 28. 4. 1 施行 29. 4. 1 施行
平成 29 年 3 月	山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】策定
平成 29 年 3 月	エネルギー政策推進プログラム【中間見直し版】策定
平成 30 年 12 月 7 日	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法) 制定 31. 4. 1 施行

廃棄物処理・リサイクル・海洋汚染関係

昭和 45 年 12 月 25 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 46. 9. 24 施行(改正 49. 6. 1、51. 6. 1、51. 6. 16、58. 5. 18、62. 9. 4、3. 10. 5、4. 12. 16、5. 11. 12、5. 11. 19、6. 7. 1、7. 5. 12、9. 6. 18、10. 5. 8、11. 6. 4、11. 7. 16、11. 12. 8、11. 12. 22、12. 5. 31、12. 6. 2、13. 6. 22、13. 12. 5、14. 2. 8、14. 5. 29、15. 5. 16、15. 6. 18、16. 4. 21、16. 4. 28、16. 12. 1、17. 4. 27、17. 5. 18、18. 2. 10、18. 6. 2、19. 4. 23、19. 7. 6、20. 5. 2、22. 5. 19、23. 5. 2、23. 6. 3、23. 6. 22、23. 6. 24、23. 8. 30、23. 12. 14、24. 8. 1、25. 11. 27、26. 6. 13、27. 7. 17)
昭和 49 年 3 月 9 日	産業廃棄物処理計画策定(56. 11. 25、63. 3. 7、8. 3. 28、13. 3. 30 改定)
昭和 52 年 11 月 25 日	山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布施行(改正 56. 5. 29、4. 7. 4、7. 4. 1、8. 12. 27、10. 7. 10、12. 3. 17、13. 4. 1、15. 3. 28)
昭和 58 年 5 月 18 日	浄化槽法制定 58. 11. 17 施行(改正 62. 6. 2、63. 5. 20、2. 6. 29、3. 10. 5、5. 11. 12、6. 7. 1、9. 5. 9、10. 5. 8、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 6. 2、13. 6. 27)
昭和 60 年 7 月 10 日	山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布 60. 10. 1 施行(改正 元. 3. 22、3. 12. 20、6. 3. 25、8. 3. 22、9. 3. 21)
昭和 60 年 9 月 20 日	山形県空き缶等散乱防止推進要綱を制定施行(改正 7. 4. 1)
平成 2 年 6 月 21 日	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱を制定 2. 8. 1 施行(改正 5. 7. 1、9. 2. 1、15. 8. 1、18. 5. 1、25. 3. 15)
平成 3 年 4 月 26 日	資源の有効な利用の促進に関する法律(改正 5. 11. 12、11. 12. 22、12. 6. 7、14. 2. 8、25. 5. 31、26. 6. 13)
平成 7 年 6 月 16 日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律制定 7. 12. 15 施行、9. 4. 1 本格施行(改正 9. 5. 23、10. 5. 8、11. 12. 3、11. 12. 22、12. 6. 7、15. 6. 18、18. 6. 2、18. 6. 15、23. 6. 24、23. 8. 30)
平成 7 年 8 月 1 日	山形県一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱を制定 7. 8. 1 施行(改正 9. 2. 1)
平成 10 年 6 月 5 日	特定家庭用機器再商品化法制定 10. 12. 1 施行(改正 10. 6. 5、11. 12. 22、12. 5. 31、12. 6. 7、15. 6. 18、18. 6. 2、22. 5. 19、23. 6. 24)
平成 11 年 7 月 28 日	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律公布 11. 11. 1 施行

平成 12 年 5 月 31 日	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 13. 1. 6 一部施行
平成 12 年 5 月 31 日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（改正 12. 11. 27、 14. 5. 29、 15. 6. 18、16. 6. 2、16. 12. 1、23. 6. 3、23. 8. 30、26. 6. 4）
平成 12 年 6 月 2 日	循環型社会形成推進基本法公布施行（改正 24. 6. 27）
平成 12 年 6 月 7 日	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布（改正 15. 6. 11、15. 6. 18、19. 6. 13、25. 11. 27、25. 12. 13）
平成 13 年 6 月 22 日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 特措法）公布（改正 15. 6. 18、17. 4. 27、17. 5. 18、23. 8. 30、26. 6. 13、 28. 5. 2）
平成 13 年 9 月 19 日	山形県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設設置等指導要綱を制定施行
平成 14 年 7 月 12 日	使用済自動車の再資源化等に関する法律公布（改正 15. 6. 18、16. 5. 26、 16. 6. 2、16. 12. 1、16. 12. 3、17. 10. 21、18. 6. 2、18. 6. 21、20. 5. 2、22. 5. 19、 23. 6. 3、23. 6. 24、24. 8. 1、25. 6. 12、25. 11. 27、26. 6. 13）
平成 14 年 9 月	山形県廃棄物処理計画策定（改正 18. 3. 22、24. 3. 27、28. 3. 25）
平成 18 年 3 月 22 日	山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）策定 山形県産業廃棄物税条例公布 18. 10. 1 施行 （改正 18. 7. 7、23. 3. 22、23. 6. 30、27. 12. 25、28. 3. 22、28. 6. 24）
平成 21 年 7 月 8 日	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の 保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理 推進法）制定 21. 7. 15 施行
平成 23 年 3 月 22 日	山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例公布 23. 4. 1 施行
平成 23 年 3 月 24 日	山形県海岸漂着物対策推進地域計画策定
平成 24 年 3 月 27 日	第 2 次山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）策定
平成 24 年 8 月 10 日	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布 25. 4. 1 施行
平成 28 年 3 月 22 日	山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例公布施行
平成 28 年 3 月 25 日	第 2 次山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）【中 間見直し版】策定

自然保護関係

大正 7 年 4 月 4 日	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布大正 8. 9. 1 施行
昭和 23 年 7 月 10 日	温泉法公布 23. 8. 10 施行 13. 6. 27 一部改正 14. 4. 1 施行
昭和 25 年 5 月 20 日	山形県温泉審議会条例公布施行（4. 4. 1 廃止）
昭和 25 年 5 月 30 日	文化財保護法公布 25. 8. 29 施行
昭和 32 年 6 月 1 日	自然公園法公布 32. 10. 1 施行
昭和 33 年 7 月 1 日	山形県立自然公園条例公布施行
昭和 47 年 6 月 1 日	特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律公布 47. 11. 30 施行
昭和 47 年 6 月 22 日	自然環境保全法公布 48. 4. 12 施行
昭和 48 年 3 月 24 日	山形県自然環境保全条例公布 48. 7. 1 施行
昭和 49 年 6 月 5 日	自然保護憲章制定（自然保護憲章制定国民会議）
平成 4 年 3 月 30 日	山形県自然環境保全条例の一部改正（県温泉審議会を県自然環境保全審議会 に統合）4. 4. 1 施行

平成4年6月5日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 5.4.1 施行
平成5年5月	生物多様性条約締結
平成7年10月31日	生物多様性国家戦略決定
平成11年10月12日	山形県自然環境保全条例一部改正（「里山環境保全地域」制度の創設） 12.1.1 施行
平成14年3月27日	新・生物多様性国家戦略決定
平成14年7月12日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 15.4.16 施行
平成15年3月18日	山形県自然公園条例一部改正（「公園管理団体制度」の導入等） 15.4.1 施行
平成15年3月	山形県野生鳥獣共存推進指針（ニホンザル・ツキノワグマ）策定
平成15年3月	レッドデータブックやまがた（動物編）発刊
平成16年3月	レッドデータブックやまがた（維管束植物編）発刊
平成16年6月2日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 17.6.1 施行
平成17年3月	山形県希少野生生物保全の取組み方針策定
平成19年6月1日	21世紀環境立国戦略策定
平成19年6月29日	山形県第10次鳥獣保護事業計画策定
平成19年7月1日	山形県ニホンザル保護管理計画策定
平成19年11月27日	第三次生物多様性国家戦略決定
平成20年2月21日	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行
平成20年4月1日	エコツーリズム推進法施行
平成20年6月6日	生物多様性基本法施行
平成20年8月5日	鳥海国定公園 新公園計画発効
平成20年10月1日	改正温泉法施行
平成20年10月14日	山形県立自然公園条例一部改正（「公園管理団体の制度改正」） 20.12.1 施行
平成21年3月30日	山形県ツキノワグマ保護管理計画策定
平成22年3月19日	山形県立自然公園条例一部改正（「改正自然公園法施行に伴う引用条項整理」） 22.4.1 施行
平成22年3月26日	生物多様性国家戦略 2010 決定
平成22年4月1日	改正自然環境保全法、改正自然公園法施行（生物多様性の確保に資する生態系維持回復事業計画制度の創設及び規制項目の追加）
平成22年12月17日	蔵王国定公園 新公園計画発効
平成23年8月30日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次地域主権改革推進一括法（改正自然環境保全法、改正自然公園法含む） 23.11.30 施行
平成23年10月11日	山形県自然環境保全条例、山形県立自然公園条例一部改正（平成22年4月1日施行改正自然環境保全法、改正自然公園法、平成23年8月30日成立第2次地域主権改革推進一括法（改正自然環境保全法、改正自然公園法含む）に伴う改正項目追加、削除。生態系維持回復事業制度の導入、規制項目の追加、義務付け規定等の削除等） 24.4.1 施行
平成23年11月30日	改正温泉法施行

平成 24 年 3 月	山形県第 11 次鳥獣保護事業計画策定
平成 24 年 3 月	第 2 期山形県ニホンザル保護管理計画策定
平成 24 年 3 月	第 2 期山形県ツキノワグマ保護管理計画策定
平成 24 年 6 月 25 日	「県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針」の一部改正 (風力発電施設に関する審査指針の改正、公園計画未策定公園における風力 発電施設の取扱いを明示、改正山形県立自然公園条例の施行に伴う審査基準 の改正) 24. 7. 1 施行
平成 24 年 9 月 28 日	生物多様性国家戦略 2012-2020 決定
平成 25 年 3 月 29 日	「県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針」の一部改正 (県立自然公園内の許認可等に関し暴力団排除措置を講じるための規定の整 備) 25. 4. 1 施行
平成 26 年 3 月	山形県生物多様性戦略策定
平成 26 年 3 月	レッドデータブックやまがた絶滅危惧野生植物 (2013 年改訂版) 発刊
平成 26 年 9 月 1 日	「山形県第 11 次鳥獣保護事業計画」の一部改正
平成 27 年 5 月	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
平成 27 年 5 月	第 2 期山形県ニホンザル管理計画策定
平成 27 年 5 月	第 2 期山形県ツキノワグマ管理計画策定
平成 28 年 3 月 25 日	庄内海浜県立自然公園の公園計画発効
平成 28 年 3 月 31 日	山形県イノシシ管理計画策定
平成 29 年 3 月	山形県第 12 次鳥獣保護事業計画策定
平成 29 年 3 月	第 3 期山形県ニホンザル管理計画策定
平成 29 年 3 月	第 3 期山形県ツキノワグマ管理計画策定
平成 31 年 3 月	レッドデータブックやまがた絶滅のおそれのある野生動物 (2019 年改訂版) 発刊

やまがた緑環境税関係

平成 16 年 3 月	やまがた公益の森構想策定
平成 17 年 7 月	やまがた公益の森づくり推進検討委員会設置 18. 3 報告書取りまとめ
平成 18 年 3 月 23 日	第 1 回山形県森林審議会に「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負 担のあり方について」を諮問 5. 26 中間取りまとめ、7. 31 答申
平成 18 年 6 月 5 日	税制度研究会で検討開始 11. 10 報告書取りまとめ
平成 18 年 12 月 15 日	やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例可決
平成 18 年 12 月 19 日	やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例公布 19. 4. 1 施行
平成 20 年 1 月 10 日	やまがた緑環境憲章及び県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク 制定 (20. 2. 8 山形県告示第 111 号)
平成 22 年 5 月	税条例の附則に基づく施行 5 年目に向けた評価・検証を開始
平成 23 年 9 月 9 日	県民会議議長から文化環境部長に「やまがた緑環境税報告書 (これまでの評 価・検証と今後のあり方)」を手交
平成 23 年 12 月 21 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例可決
平成 23 年 12 月 27 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例公布、施行
平成 27 年 6 月	税条例の附則に基づく施行 5 年目に向けた評価・検証を開始

平成 28 年 10 月	「やまがた緑環境税の評価・検証について」を県民会議に提出
平成 28 年 12 月 21 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例可決
平成 28 年 12 月 27 日	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例公布、施行
平成 30 年 3 月 26 日	やまがた木育推進方針策定

景観関係

平成 7 年 6 月 29 日	山形県県土景観ガイドプラン策定
平成 11 年 3 月 24 日	山形県公共事業等景観形成指針策定
平成 12 年 1 月 24 日	山形県公共施設等色彩デザインマニュアル策定
平成 16 年 6 月 18 日	景観法公布 16.12.17 施行 17.6.1 全面施行
平成 17 年 3 月 23 日	山形県景観検討委員会発足
平成 19 年 12 月 21 日	山形県景観条例公布 20.7.1 施行
平成 20 年 2 月 8 日	山形県景観審議会発足
平成 20 年 5 月 23 日	ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針策定
平成 20 年 5 月 23 日	山形県景観計画策定 20.7.1 施行
平成 20 年 7 月 1 日	山形県公共事業景観形成基準策定

屋外広告物関係

昭和 24 年 6 月 3 日	屋外広告物法公布
昭和 49 年 10 月 4 日	山形県屋外広告物条例公布
平成 10 年 3 月 24 日	山形県屋外広告物条例改正（全部改正） 11.1.1 施行
平成 30 年 12 月 25 日	山形県屋外広告物条例改正（最終改正） 31.4.1 施行

大気環境関係

昭和 43 年 6 月 10 日	大気汚染防止法公布 43.12.1 施行（改正 45.4.13、45.6.1、45.12.25、46.5.31、47.6.22、49.6.1、元.6.28、5.11.19、6.6.24、7.4.21、8.5.9、10.5.8、11.5.21、11.7.16、11.12.22、12.5.31、15.6.18、16.5.26、16.6.9、17.4.27、17.5.25、18.2.10、22.5.10、23.5.2、23.8.30、25.6.21、26.6.18、27.6.19）
昭和 46 年 6 月 22 日	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準設定等 設定 46.6.24 施行 県内全域 K=26.3 46.12.25 改正 47.1.5 施行 酒田市 K=18.7、その他の地域 K=22.2 49.3.26 改正 49.4.1 施行 酒田市 K=14.6、その他の地域 K=17.5 50.4.14 改正 50.4.15 施行 酒田市 K=11.7 51.9.28 改正 51.9.28 施行 酒田市 K=8.0、山形市 K=14.5
昭和 47 年 3 月 28 日	公害測定車（あおぞら号）を整備（平成 3 年度末廃車）
昭和 48 年 5 月 8 日	大気の汚染に係る環境基準告示（改正 48.5.16、53.7.11、56.6.17）
昭和 48 年 8 月 2 日	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準設定等 第 1 次規制 48.8.10 施行 50.12.9 第 2 次規制 50.12.10 施行

	52. 6. 16	第3次規制	52. 6. 18 施行
	54. 8. 2	第4次規制	54. 8. 10 施行
	58. 9. 7	第5次規制	58. 9. 10 施行
昭和50年10月11日		大気汚染監視テレメータ装置完成（酒田保健所）	
	52. 3. 30	逆転層観察局関係増設	
	53. 3. 31	発生源監視局関係増設	
	54. 2. 28	CRT表示装置等増設	
昭和51年8月13日		中央公害対策審議会、大気中炭化水素濃度の指針答申	
昭和53年7月11日		二酸化窒素に係る環境基準告示	
昭和54年2月13日		山形県大気汚染緊急時対策要綱制定 54. 4. 1 施行	
昭和57年5月28日		大気汚染防止法に基づくばいじんの排出基準改正 57. 6. 1 施行	
昭和58年9月12日		山形県スパイクタイヤ対策連絡会議設置（6課）	
昭和60年6月6日		大気汚染防止法施行令の一部改正（小型ボイラー追加、施行新設 60. 9. 10、既設 62. 9. 10）	
昭和60年7月2日		山形県スパイクタイヤ問題懇談会設置（廃止 60. 10. 28）	
昭和61年2月28日		山形県スパイクタイヤ適正使用指導要綱を制定 61. 3. 1 施行	
昭和62年10月30日		大気汚染防止法施行令の一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関追加、施行新設 63. 2. 1、既設平成 2. 2. 1）	
昭和63年5月20日		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布施行	
平成元年3月28日		環境大気常時監視テレメータ装置完成（公害センター）	
平成元年6月28日		大気汚染防止法の一部改正（石綿の規制）元. 12. 27 施行	
平成2年6月27日		スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布施行	
平成2年11月2日		大気汚染防止法施行令の一部改正（ガス機関、ガソリン機関追加 施行平成 3. 2. 1）	
平成2年12月27日		スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令公布 3. 4. 1 施行	
平成3年1月17日		スパイクタイヤ使用禁止指定地域第1次指定（山形県他計8県）	
平成3年3月28日		スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規制公布 3. 4. 1 施行	
平成3年3月30日		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正に関する法律公布	
平成3年4月2日		山形県大気汚染緊急時対策要綱並びに実施要領改正 3. 6. 1 施行	
平成4年7月31日		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布 4. 8. 10 施行	
平成4年11月18日		酸性雨問題連絡会議設置	
		環境やまがた推進本部酸性雨問題専門部会に改組 11. 7. 29 施行	
平成5年2月10日		スパイクタイヤ使用禁止指定地域第10次指定（山形県全域） 5. 3. 10 施行	
平成8年5月9日		大気汚染防止法の一部改正（建築物の解体等に伴う特定粉じんの排出等の規制及び有害大気汚染物質対策の実施の推進の追加） 9. 4. 1 施行	
平成9年2月4日		ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準告示	
	13. 4. 20	ジクロロメタンに係る環境基準追加	
平成9年8月29日		大気汚染防止法施行令の一部改正（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びダイオキシン類を指定物質に追加し、指定物質抑制基準を設定） 9. 12. 1 施行	

	ダイオキシン類を削除 13. 1. 15 施行
平成 10 年 4 月 10 日	大気汚染防止法施行規則の一部改正（廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の改正強化等）10. 7. 1 施行
平成 11 年 7 月 29 日	環境やまがた推進本部「酸性雨問題専門部会」設置
平成 12 年 3 月 21 日	県公害防止条例一部改正（特定機器からのフロン等の排出に関する規制追加）13. 4. 1 施行、14. 10. 11 一部改正し、フロン規制を削除
平成 12 年 4 月 20 日	山形県フロン回収事業所等認定制度実施（14 年 9 月末廃止）
平成 13 年 6 月 22 日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布（第 1 種登録 13. 12. 21 施行、第 2 種登録 14. 4. 1 施行）
平成 13 年 7 月 30 日	「やまがた酸性雨ネットワーク」設立
平成 14 年 4 月 12 日	第 2 次酸性雨対策総合モニタリング調査（平成 14～17 年度）
平成 15 年 3 月 31 日	環境大気常時監視テレメータ装置完成、一般局 15、自排局 1（環境科学研究センター）
平成 16 年 5 月 26 日	大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物の排出規制）17. 6. 1、18. 4. 1 施行
平成 17 年 12 月 1 日	山形県建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱を制定 17. 12. 1 施行、18. 2. 28 廃止
平成 17 年 12 月 21 日	大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の一部改正（アスベスト粉じんの飛散防止措置の強化拡充）18. 3. 1 施行
平成 18 年 2 月 10 日	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん排出等作業実施届出事項に工作物を追加）18. 10. 1 施行
平成 21 年 9 月 9 日	微小粒子状物質に係る環境基準告示
平成 22 年 5 月 10 日	大気汚染防止法の一部改正（ばい煙等の測定結果の記録の義務付け、改善命令等の要件の見直し）23. 4. 1 施行
平成 24 年 2 月 10 日	大気汚染防止法施行令の一部改正（一般粉じんに関する規制に係る事務を 山形市に移譲 ）
平成 25 年 3 月 6 日	大気汚染防止法施行規則の一部改正（VOC 濃度測定回数の変更）
平成 25 年 6 月 12 日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の全面改正（改正後は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」として 27. 4. 1 施行）
平成 25 年 6 月 21 日	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じんに関する規制の強化）26. 6. 1 施行
平成 27 年 6 月 19 日	大気汚染防止法の一部改正（水銀に関する規制の強化）30. 4. 1 施行
平成 30 年 11 月 19 日	トリクロロエチレンの環境基準改正（0. 13mg/m ³ ）告示

騒音・振動・悪臭関係

昭和 43 年 6 月 10 日	騒音規制法公布 43. 12. 1 施行（改正 45. 4. 13、45. 6. 1、45. 12. 25、46. 5. 31、6. 6. 2、7. 4. 21、11. 5. 21、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 6. 9、17. 4. 27、23. 8. 30、26. 6. 18）
昭和 44 年 6 月 30 日	騒音規制法に基づく地域指定（山形市）施行 44. 12. 25 改正（米沢市、鶴岡市、酒田市追加）施行 49. 10. 1 全面改正（13 市 10 町指定）施行 53. 3. 27 改正（7 町追加） 53. 7. 1 施行

	61. 3. 28 改正（大江町、最上町追加）61. 10. 1 施行
	13. 3. 30 改正（山形市削除）13. 4. 1 施行
	24. 3. 21 改正（第2次一括法に伴う12市の削除）24. 4. 1 施行
昭和46年3月31日	県公害防止条例施行規則改正、騒音・振動規制基準設定46. 4. 1 施行（改正49. 10. 1、50. 1. 29、56. 4. 1、2. 6. 1、9. 10. 1、24. 4. 1）
昭和46年5月25日	騒音に係る環境基準閣議決定 10. 9. 30 騒音に係る環境基準改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等）11. 4. 1 施行
昭和46年6月1日	悪臭防止法公布47. 5. 31 施行（改正7. 4. 21、11. 7. 16、1. 12. 22、12. 5. 17、18. 6. 2、23. 6. 24、23. 8. 30）
昭和48年4月1日	悪臭防止法に基づく規制地域指定（10市11町）48. 5. 1 施行 49. 2. 25 改正（村山市、東根市追加指定）49. 3. 1 施行 53. 4. 10 改正（1市7町追加指定、3物質追加指定）53. 7. 1 施行 61. 3. 28 改正（大江町追加指定）61. 10. 1 施行 13. 3. 30 改正（山形市削除）13. 4. 1 施行 16. 10. 31 廃止（臭気指数導入に伴う削除）
昭和48年12月27日	航空機騒音に係る環境基準告示
昭和49年12月6日	悪臭防止法に基づく規制地域一部改正50. 1. 1 施行
昭和51年6月10日	振動規制法公布51. 12. 1 施行（改正6. 6. 24、7. 4. 21、11. 5. 21、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 6. 9、23. 8. 30、26. 6. 18）
昭和53年3月27日	振動規制法に基づく地域指定（13市17町）53. 7. 1 施行 55. 6. 6（13市17町）56. 6. 10 施行
昭和55年6月6日	騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める区域及び時間指定（13市17町）55. 6. 10 施行 12. 3. 31 改正（政令改正に伴う改正）12. 4. 1 施行 12月22日 県公害防止条例改正、深夜営業騒音等規制56. 4. 1 施行
昭和57年4月23日	航空機騒音に係る環境基準類型指定（山形空港周辺地域） 12. 4. 18 改正（庄内空港周辺地域を追加）
昭和61年3月28日	騒音に係る環境基準地域類型指定（山形市） 6. 3. 29 改正（米沢市、鶴岡市、酒田市追加） 8. 3. 29 改正（新庄市、寒河江市、上山市、天童市追加） 10. 4. 24 改正（村山市、東根市、尾花沢市追加） 11. 3. 30 改正（環境基準改正に伴う類型区分の改正）11. 4. 1 施行 13. 3. 30 改正（長井市・南陽市追加）13. 4. 1 施行 24. 3. 31 廃止（第2次一括法に伴う13市の削除）
昭和63年11月21日	騒音規制法の一部改正（特定建設作業騒音）平成元. 4. 1 施行
平成元年9月27日	悪臭防止法施行令の一部改正（悪臭物質としてプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を追加）2. 4. 1 施行 5. 6. 18 改正（悪臭物質としてプロピオンアルデヒド等の10物質を追加） 6. 4. 1 施行
平成2年3月30日	県公害防止条例施行規則改正（特定建設作業騒音及び拡声器騒音の基準等改正）2. 6. 1 施行
平成3年5月14日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定一部改正3. 6. 1 施行

	8. 7. 26 改正 8. 10. 1 施行
平成 6 年 4 月 21 日	悪臭防止法施行規則の一部改正（排水水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定）7. 4. 1 施行
平成 7 年 4 月 21 日	悪臭防止法の一部改正（臭気指数による規制方式の導入）8. 4. 1 施行
平成 7 年 12 月 20 日	騒音規制法施行令の一部改正（特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ等 3 種の建設機械を使用する作業をそれぞれ追加）9. 10. 1 施行
平成 9 年 7 月 11 日	県公害防止条例施行規則の一部改正（高速切断機の規模要件の改正） 9. 10. 1 施行
平成 10 年 9 月 30 日	騒音に係る環境基準の改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等） 11. 4. 1 施行
平成 11 年 3 月 12 日	悪臭防止法施行規則の一部改正（煙突等の気体排出口における臭気指数規制基準の設定）11. 9. 13 施行
	12. 6. 15 改正（排水水に係る臭気指数規制基準設定）13. 4. 1 施行
平成 12 年 3 月 2 日	騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車の限度を定める命令の改正（騒音の評価方法として等価騒音レベルの採用等） 12. 4. 1 施行
平成 12 年 5 月 17 日	悪臭防止法の一部改正（事故時の措置の強化、臭気判定士制度化） 13. 4. 1 施行
平成 14 年 6 月 12 日	自動車騒音の面的評価調査を開始
平成 16 年 3 月 30 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（臭気指数規制の導入 5 市 13 町）16. 11. 1 施行
平成 19 年 3 月 27 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（臭気指数規制の導入 1 市 1 町）19. 4. 1 施行
平成 21 年 3 月 31 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を米沢市に移譲）21. 7. 1 施行
平成 23 年 3 月 22 日	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を村山市に移譲）23. 4. 1 施行
平成 24 年 3 月 21 日	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定等（第 2 次一括法に伴う 12 市の削除）、悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定（第 2 次一括法に伴う 10 市の削除）24. 4. 1 施行

水質環境関係

明治 33 年 3 月 7 日	旧下水道法公布 M33. 4. 1 施行（S34. 4. 23 廃止）
昭和 33 年 4 月 24 日	現行下水道法公布 34. 4. 23 施行 以下水質環境に関し重要な改正のみ記す。 （45. 12. 25 公布 46. 6. 24 施行：下水道の目的に公共用水域の水質保全を追加、51. 5. 25 公布及び一部施行 52. 5. 1 全部施行：悪質下水を排除する者に対する規制の強化）
昭和 33 年 12 月 25 日	公共用水域の水質の保全に関する法律公布 34. 3. 1 施行（45. 12. 25 廃止）
昭和 33 年 12 月 25 日	工場排水等の規制に関する法律公布 34. 3. 1 施行（45. 12. 25 廃止）
昭和 44 年 2 月 3 日	水質保全法に基づく水域指定（酒田港湾）44. 7. 1 施行 45. 12. 22（最上川）45. 12. 22 施行
昭和 45 年 4 月 21 日	水質汚濁に係る環境基準閣議決定（改正 45. 5. 29、46. 5. 25）

昭和 45 年 12 月 25 日	県公害防止条例施行規則公布、排水基準設定施行（改正 50. 1. 29）
昭和 45 年 12 月 25 日	水質汚濁防止法公布 46. 6. 24 施行（改正 46. 5. 31、47. 6. 22、51. 6. 1、53. 6. 13、55. 5. 7、58. 5. 26、59. 7. 27、60. 7. 12、元. 6. 2、2. 6. 22、5. 11. 1、7. 4. 21、8. 6. 5、10. 5. 8、11. 5. 21、11. 7. 16、11. 12. 22、12. 5. 31、15. 6. 18、16. 4. 21、16. 6. 9、17. 4. 27、18. 6. 14、22. 5. 10、23. 8. 30）
昭和 46 年 5 月 25 日	水質環境基準の水域類型指定（最上川） 49. 4. 1（月光川等 9 水域 13 河川）、52. 3. 11（酒田本港地区）、58. 3. 11（酒田外港地区及び北港地区）、9. 4. 1（五十川等 4 水域 4 河川（見直し））、10. 6. 12（寒河江ダム貯水池）、12. 4. 18（羽黒川、堀立川）（内川、青竜寺川（見直し））、13. 4. 17（犬川、羽黒川）、14. 4. 12（置賜野川）、15. 4. 8（置賜白川等 3 水域 3 河川）、16. 3. 30（馬見ヶ崎川、前川）、17. 4. 12（丹生川、村山野川）、18. 3. 22（荒瀬川等 4 水域 4 河川）、19. 3. 30（横川等 3 水域 3 河川）、20. 3. 18（升形川等 4 水域 4 河川）、21. 3. 24（本沢川）、22. 3. 26（羽黒川）、24. 3. 2（最上川上流（見直し））
昭和 46 年 12 月 28 日	水質汚濁に係る環境基準告示（改正 49. 9. 30、50. 2. 3、57. 3. 27、57. 12. 25、60. 7. 15、61. 1. 13、3. 12. 27、5. 3. 8、5. 8. 27、7. 3. 30、10. 4. 24、11. 2. 22、12. 3. 29、15. 11. 5、20. 4. 1、21. 11. 30、23. 10. 27、24. 5. 23、24. 8. 22、25. 3. 27、26. 3. 20、26. 11. 17、28. 3. 30）
昭和 47 年 3 月 29 日	県公害防止条例改正、上乘せ排水基準設定 最上川水域 47. 5. 1 施行
昭和 47 年 9 月 28 日	49. 10. 4 改正 赤川、新井田川水域（小牧川を含む。） 49. 11. 1 施行 水質汚濁防止法施行令改正（畜産農業等追加） 47. 10. 1 施行 49. 11. 12 改正（旅館、科学技術等追加） 49. 12. 1 施行 51. 5. 25 改正（水道施設等追加） 51. 6. 1 施行 54. 5. 8 改正（病院、一般廃棄物処理施設追加） 54. 5. 10 施行 56. 11. 30 改正（冷凍調理食品、たばこ、一般製材・木材チップ、合板、新聞業等、空きびん卸売、自動車分解整備事業、産業廃棄物処理施設等追加） 57. 1. 1 施行 57. 6. 1 改正（地方卸売市場追加） 57. 7. 1 施行 63. 8. 26 改正（共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業、飲食店、そば店、料亭等追加） 63. 10. 1 施行 3. 7. 26 改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る洗浄施設、蒸留施設追加） 3. 10. 1 施行 11. 12. 22 改正（ジクロロメタンに係る洗浄施設、蒸留施設追加） 12. 3. 1 施行
昭和 48 年 5 月 18 日	酒田北港地域公害防止基本計画策定
昭和 59 年 7 月 27 日	湖沼水質保全特別措置法公布 60. 3. 21 施行
昭和 60 年 5 月 17 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（湖沼等に排出水を排出する工場の窒素と燐の規制） 60. 7. 15 施行
昭和 60 年 3 月 15 日	最上川上流部水質環境管理計画策定（改訂 2. 3. 30）
昭和 60 年 7 月 1 日	最上川上流部水質環境管理計画推進連絡会議設置（14 課）
昭和 61 年 3 月 25 日	山形県特定事業場排水自主管理要綱を制定 61. 4. 1 施行（改正 2. 10. 1、7. 12. 1、17. 8. 1）

昭和 63 年 3 月 28 日	山形県生活排水浄化対策推進要綱を制定 61.4.1 施行
平成元年 3 月 29 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定し、排水基準を設定）平成元. 10.1 施行
平成元年 6 月 28 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質による地下水の汚染の防止）元. 10.1 施行
平成元年 7 月 28 日	最上川上流部地域生活排水対策協議会設置
平成 2 年 6 月 22 日	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進を追加）2.9.22 施行
平成 5 年 2 月 23 日	地下水技術検討会設置
平成 5 年 3 月 8 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（トリクロロエチレン等の健康項目の追加、要監視項目の設定等）5.3.8 施行
平成 5 年 8 月 27 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（海域に係る窒素、磷追加）
平成 5 年 12 月 8 日	生活排水対策重点地域として最上川上流部流域の 3 市 3 町（米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、飯豊町）を指定
平成 5 年 12 月 27 日	水質汚濁防止法施行令等の一部改正（ジクロロメタン等 13 項目を有害物質に指定、排水基準を設定等）施行 新設 6.2.1、（既設）6.8.1 又は 7.2.1
平成 6 年 3 月 4 日	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布 6.5.10 施行
平成 6 年 4 月 15 日	公共用水域における農薬の水質評価指針設定
平成 7 年 3 月 11 日	県全域生活排水処理施設整備基本構想策定
平成 8 年 6 月 5 日	水質汚濁防止法の一部改正（地下水の水質の浄化に係る措置命令等及び事故時の措置の追加）9.4.1 施行
平成 9 年 3 月 13 日	地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定
平成 9 年 6 月 4 日	河川法の一部改正（水質事故処理対策に係る規定の整備）9.12.1 施行
平成 10 年 3 月 31 日	水質汚濁防止法施行規則の一部（届出様式の改正）10.10.1 施行
平成 10 年 5 月 20 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（廃 PCB 焼却施設追加）10.6.17 施行
平成 10 年 6 月 23 日	窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部改正（磷について白水川ダム、寒河江ダム及び神室ダムを追加）10.8.1 施行 （磷について生居川ダム及び菅野ダムの追加）16.6.1 施行
平成 11 年 2 月 22 日	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正（健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）の追加、要監視項目の指針値の変更及び削除）
平成 12 年 2 月 25 日	環境やまがた推進本部「生活排水対策専門部会」設置（廃止）
平成 13 年 6 月 13 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質にふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の追加。石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。）13.7.1 施行
	水質汚濁防止法施行規則の一部改正（有害物質追加による許容限度の追加）13.7.1 施行
	排水基準を定める省令の一部改正（有害物質追加による排水基準の追加）13.7.1 施行
平成 14 年 9 月 12 日	「山形県全域生活排水処理施設整備基本構想」を改訂
平成 15 年 11 月 5 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準として全亜鉛の追加及び要監視項目の追加）

平成 18 年 3 月 31 日	「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」を策定
平成 18 年 11 月 10 日	排水基準を定める省令の一部改正（亜鉛含有量の見直し）18.12.11 施行
平成 21 年 11 月 30 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（1,4-ジオキサンの追加） 21.11.30 施行
平成 22 年 5 月 10 日	水質汚濁防止法の一部改正 排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設 23.4.1 施行 事故時の措置の範囲の拡大（指定物質等の追加）23.4.1 施行 事業者の責務規定の創設 22.8.10 施行
平成 23 年 3 月 30 日	「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」を改訂
平成 23 年 6 月 22 日	水質汚濁防止法の一部改正 有害物質貯蔵指定施設等の追加 24.6.1 施行 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 24.6.1 施行
平成 23 年 10 月 27 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（カドミウムの見直し）23.10.27 施行
平成 23 年 10 月 28 日	水質汚濁防止法施行規則の一部改正（1,1-ジクロロエチレンの見直し）23.11.1 施行 排水基準を定める省令の一部改正（1,1-ジクロロエチレンの見直し）23.11.1 施行 排水基準を定める省令の一部改正（亜鉛含有量の見直し）23.12.11 施行
平成 24 年 5 月 25 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化 ビニルモノマー、1,4-ジオキサンの追加。1,4-ジオキサンに係る反応施設、 混合施設を特定施設に追加。）25.5.25 施行 水質汚濁防止法施行規則の一部改正（トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化 ビニルモノマー、1,4-ジオキサンの追加。）25.5.25 施行 排水基準を定める省令の一部改正（1,4-ジオキサンの追加。）25.5.25 施行
平成 24 年 8 月 22 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準 としてノニルフェノールの追加）24.8.22 施行
平成 25 年 3 月 27 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準 としてLASの追加及び要監視項目の追加）25.3.27 施行
平成 26 年 11 月 17 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（トリクロロエチレンの見直し） 26.12.1 施行
平成 26 年 12 月 1 日	排水基準を定める省令の一部改正（カドミウムの見直し）26.12.1 施行
平成 27 年 11 月 11 日	水質汚濁防止法施行令の一部改正（水銀に関する水俣条約関連） 29.8.16 施行
平成 28 年 3 月 30 日	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境項目に水生生物保全環境基準 として底層溶存酸素量の追加）28.3.30 施行
平成 28 年 3 月 31 日	「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定

水資源保全関係

平成 25 年 3 月 22 日	山形県水資源保全条例制定 25.4.1 一部施行、25.10.1 事前届出制施行
平成 25 年 3 月 29 日	山形県水資源保全条例施行規則制定 25.4.1 施行
平成 25 年 9 月 27 日	山形県水資源保全条例施行規則の一部改正 水資源保全地域指定（1市1町の4地域） 山形県水資源保全総合計画策定
平成 26 年 3 月 11 日	水資源保全地域指定（2市2町の5地域）

平成 26 年 4 月 2 日	水循環基本法公布 26. 7. 1 施行
平成 27 年 1 月 30 日	水資源保全地域指定 (3 町の 3 地域)
平成 27 年 5 月 29 日	水資源保全地域指定 (1 市 2 町の 3 地域)
平成 27 年 7 月 10 日	水循環基本計画閣議決定
平成 28 年 6 月 10 日	水資源保全地域指定 (2 町の 2 地域) 及び区域の拡大 (1 町の 1 地域)
平成 29 年 3 月 28 日	水資源保全地域指定 (2 市 2 町 1 村の 5 地域)
平成 30 年 3 月 27 日	水資源保全地域指定 (1 市 1 村の 2 地域)
平成 31 年 3 月 26 日	水資源保全地域指定 (1 市 2 町 1 村の 4 地域)

土壌環境関係

昭和 45 年 12 月 25 日	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布 46. 6. 5 施行
昭和 45 年 12 月 25 日	公害防止事業者負担法公布 45. 5. 10 施行
昭和 50 年 2 月 24 日	南陽市地内吉野川流域の農用地土壌汚染対策地域の指定 (対策地域面積 140ha) 51. 4. 20 (対策地域の追加面積 150ha) 56. 12. 23 (対策地域の追加面積 1. 60ha)
昭和 50 年 2 月 26 日	酒田市大浜運河の底質除去に関する公害防止事業に係る費用負担計画の策定 (公害防止事業費 670, 000 千円) 52. 4. 1 改正 (公害防止事業費 564, 000 千円)
昭和 52 年 12 月 24 日	南陽市地内吉野川流域農用地土壌汚染対策計画の策定 (一部変更 55. 7. 3、60. 4. 10)
昭和 53 年 2 月 15 日	南陽市地内吉野川流域農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画の策定 (公害防止事業費 3, 442, 000 千円) 56. 12. 25 変更 (公害防止事業費 4, 574, 140 千円) 60. 3. 23 変更 (公害防止事業費 4, 387, 580 千円)
昭和 53 年 12 月 22 日	高畠町上有無川流域の農用地土壌汚染対策地域の指定 (対策地域 1. 50ha)
昭和 54 年 4 月 7 日	高畠町上有無川流域農用地土壌汚染対策計画の策定 (一部変更 54. 12. 12)
昭和 58 年 3 月 31 日	西川町間沢川流域の農用地土壌汚染対策地域の指定 (対策地域 4. 50ha)
昭和 58 年 3 月 31 日	南陽市地内吉野川流域の農用地土壌汚染対策地域の指定の解除 (対策地域の解除面積 23. 9ha) 59. 3. 14 (対策地域の解除面積 41. 1ha) 60. 3. 23 (対策地域の解除面積 42. 9ha) 61. 3. 31 (対策地域の解除面積 47. 1ha) 62. 3. 23 (対策地域の解除面積 44. 3ha) 63. 3. 23 (対策地域の解除面積 24. 1ha) 元. 3. 27 (対策地域の解除面積 18. 5ha) 2. 3. 23 (対策地域の解除面積 26. 7ha) 3. 3. 27 (対策地域の解除面積 23. 0ha)
昭和 58 年 3 月 31 日	高畠町地内上有無川流域の農用地土壌汚染対策地域の指定の解除 (対策地域の解除面積 1. 50ha)
平成 2 年 7 月 3 日	西川町地内間沢川流域農用地土壌汚染対策計画及び農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画の策定 (公害防止事業費 140, 000 千円)

5.3.30 変更（公害防止事業費 128,400 千円）

平成 3 年 8 月 23 日	土壤汚染に係る環境基準告示
平成 6 年 2 月 21 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（ジクロロメタン等 15 項目を追加、基準の設定等）
平成 8 年 3 月 13 日	西川町間沢川流域の農用地土壤汚染対策地域の指定の解除（対策地域の解除面積 4.50ha）
平成 13 年 3 月 28 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（ふっ素及びほう素を追加、基準の設定等）
平成 14 年 5 月 29 日	土壤汚染対策法の公布 15.2.15 施行（改正 17.4.27、18.6.2、21.4.24）
平成 21 年 4 月 24 日	土壤汚染対策法の一部改正（一定規模（3,000 m ² ）以上の土地の形質変更を行う際の届出義務、汚染土壌処理業の創設等）22.4.1 施行
平成 22 年 6 月 16 日	農用地土壤汚染防止等に関する法律施行令の一部改定（対象地域の指定要件の改定）
平成 23 年 7 月 8 日	土壤汚染対策法施行規則の一部改正（自然由来特例区域の制定等）
平成 26 年 3 月 20 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（1,1-ジクロロエチレンの見直し）
平成 28 年 3 月 24 日	土壤汚染対策法施行令の一部改正（クロロエチレンの追加）H29.4.1 施行
平成 28 年 3 月 29 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（クロロエチレン及び 1,4-ジオキサンの追加）H29.4.1 施行
平成 29 年 5 月 19 日	土壤汚染対策法の一部改正（土地の形質変更届出時における調査結果の提出制度）H30.4.1 施行、（有害物質使用特定施設設置事業場等における土地の形質変更の届出義務の拡大（900 m ² 以上））H31.4.1 施行
平成 30 年 9 月 18 日	土壤汚染に係る環境基準の一部改正（1,2-ジクロロエチレンの見直し） H31.4.1 施行
平成 30 年 9 月 28 日	土壤汚染対策法施行令の一部改正（1,2-ジクロロエチレンの見直し） H31.4.1 施行

化学物質関係

平成 11 年 7 月 13 日	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 13.4.1 施行（改正 11.12.22、14.12.13）
平成 11 年 7 月 16 日	ダイオキシン類対策特別措置法公布 12.1.15 施行（改正 11.12.22、12.5.31、15.6.18、16.4.21、16.6.9、17.4.27、18.6.1）
平成 11 年 12 月 20 日	環境やまがた推進本部「内分泌かく乱等化学物質問題専門部会」設置（廃止）
平成 11 年 12 月 27 日	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準告示 12.1.15 施行（改正 14.7.22）

協定関係

昭和 47 年 7 月 27 日	県と酒田市、住友軽金属工業（株）と公害防止に関する協定締結（62.2.18 廃止）（49.7.27 細目協定締結 62.2.18 廃止）
------------------	--

昭和 48 年 2 月 5 日	県と 2 市 3 町、東北電力（株）と公害防止に関する協定締結（改正 S48. 4. 5、48. 5. 31、52. 4. 28、56. 10. 8、H18. 2. 1）
昭和 49 年 1 月 8 日	県と 2 市 3 町、酒田共同火力発電（株）と公害防止に関する細目協定締結（改正 S52. 4. 28、56. 10. 8、H18. 2. 1）
昭和 58 年 9 月 21 日	県と酒田市、住軽アルミ鑄造（株）と公害防止に関する細目協定書の暫定協定締結（60. 9. 21 再締結 62. 2. 18 廃止）
昭和 62 年 2 月 18 日	県と酒田市、住軽アルミ鑄造（株）と公害防止に関する協定締結（8. 12. 9 廃止）

石綿健康被害救済関係

平成 18 年 2 月 10 日	石綿による健康被害の救済に関する法律公布 18. 3. 27 施行（改正 19. 3. 31、19. 4. 23、19. 7. 6、20. 6. 18、21. 5. 1、22. 3. 31、23. 8. 30、24. 3. 31、25. 6. 26、26. 5. 30、26. 6. 13）
平成 20 年 6 月 18 日	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正（医療費・療養手当の対象期間の拡大等）

放射線対策関係

平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故発生
平成 23 年 8 月 30 日	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法公布及び一部施行（24. 1. 1 全面施行）（改正 24. 6. 27、25. 6. 21、27. 5. 20）
平成 24 年 6 月 27 日	環境基本法の改正（24. 9. 19 施行） （これまで原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるとされてきた放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を環境法体系のもとに位置付け）

環境教育関係

平成 6 年 3 月	山形県環境教育指針—学校における環境教育を推進するために—策定
平成 7 年 3 月	小学校環境教育指導資料—みんなでつくるやまがたのかんきょう—を作成・配付
平成 8 年 3 月	中学校環境教育指導資料—共に創る山形の環境—を作成・配付 「環境教育を推進するための学校教育活動に関する研究」を作成・配付
平成 9 年 3 月	高等学校環境教育指導資料—地域と創る山形の環境—を作成・配付
平成 9 年 11 月 17 日	第 1 回環境学習フォーラム開催
平成 10 年 9 月 5 日	第 2 回環境学習フォーラム開催
平成 11 年 11 月 13 日	第 3 回環境学習フォーラム開催
平成 12 年 11 月 11 日	第 4 回環境学習フォーラム開催
平成 14 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（庄内地区）
平成 15 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（置賜・最上地区）

平成 15 年 7 月 25 日	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）成立・公布 16. 10. 1 全面施行
平成 16 年 6 月	「高校生エコアクション」の実施（村山地区）
平成 16 年 8 月 11 日	環境やまがた推進本部「山形県環境教育推進専門部会」設置
平成 16 年 9 月	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針閣議決定
平成 17 年 2 月	山形県環境教育推進方針策定
平成 18 年 1 月 23 日	山形県環境教育推進協議会および専門調査委員会設置
平成 19 年 3 月 7 日	山形県環境教育推進協議会「山形県の学校教育における環境教育の在り方について」（報告）
平成 19 年 3 月	山形県環境教育指針の改訂
平成 23 年 6 月 8 日	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 成立 23. 6. 15 公布 24. 10. 1 全面施行
平成 24 年 6 月	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 閣議決定
平成 24 年 9 月	山形県環境教育推進協議会設置
平成 25 年 3 月	山形県環境教育行動計画策定
平成 26 年 3 月	山形県環境教育指針改訂
平成 30 年 3 月	山形県環境教育行動計画【中間見直し版】策定

環境影響評価関係

昭和 59 年 8 月 28 日	環境影響評価実施要綱閣議決定
平成 3 年 12 月 18 日	山形県環境影響評価指導要綱制定 4. 4. 1 施行（12. 4. 1 廃止）
平成 9 年 6 月 13 日	環境影響評価法公布 11. 6. 12 全面施行（改正 11. 7. 16、11. 12. 22、23. 4. 27 25. 6. 21、26. 5. 21、26. 6. 4）
平成 11 年 7 月 23 日	山形県環境影響評価条例制定 12. 4. 1 全面施行 （改正 12. 3. 21、12. 12. 22、15. 3. 18、22. 3. 19、24. 3. 21、25. 3. 22、27. 3. 20、 29. 12. 26） 山形県環境影響評価条例施行規則制定 12. 4. 1 全面施行 （改正 12. 3. 21、12. 12. 22、13. 5. 8、13. 10. 19、15. 12. 5、18. 3. 10、23. 3. 29、 25. 3. 22、28. 7. 19、29. 12. 26）
平成 12 年 2 月 28 日	山形県環境影響評価技術指針告示（改正 19. 5. 1、30. 3. 30）

国際協力関係

平成 11 年	自治体職員協力交流事業（自治省）の環境分野研修として、友好県省の中国黒龍江省から環境科学研究センターへ研修員を受入れ、同センター職員を同省ハルビン市へ派遣（～平成 17 年まで研修員受入れ、職員派遣を継続）
平成 18 年	JICA 草の根技術協力事業「松花江における農薬の水質検査システム構築支援事業」として環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ（平成 20 年までの 3 か年事業）
平成 21 年	JICA 草の根技術協力事業 「残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保

全支援事業」を受託（平成 23 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ

平成 25 年 JICA 草の根技術協力事業 「有害大気汚染物質モニタリング技術の普及による黒龍江省の大気環境保全支援事業」を受託（平成 27 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ

平成 28 年 JICA 草の根技術協力事業 「土壌汚染物質分析の確立による黒龍江省の土壌環境保全支援事業」を受託（平成 30 年までの 3 か年事業）、環境科学研究センター職員を中国黒龍江省へ派遣、同省の研修員受入れ